

宇部市建設工事等請負業者選定要綱

(平成6年4月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等の入札に参加しようとする請負業者に必要な資格及び当該資格の審査並びに競争に参加する請負業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「建設工事等」とは、次に掲げる工事又は業務をいう。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量業務
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」という。）の行う業務
- (4) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）

2 この要綱において「請負業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第2条第3項に規定する建設業者
- (2) 測量法第10条の3に規定する測量業者
- (3) 建設コンサルタントのうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者（市外に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する場合にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた者に限る。）
- (4) 建設コンサルタントのうち建築に関する工事の設計、監理等の受託を業とする者（建築一般を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により登録を受けている者に限る。）
- (5) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けた者
- (6) 補償関係コンサルタント業務を営む者（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条に規定する登録、建築士法第23条の3に規定する登録、土地家屋調査士法（昭和25年法律第288号）第6条に規定する登録等が営業に関し法律上必要とされる業務に係る場合にあつては、当該登録を受けた者に限る。）

(入札参加資格の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有しないものとする。

- (1) 第2条第2項各号に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次号において「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 納付すべき税の滞納がある者
- (5) 第5条の競争入札参加資格審査申請書及び第6条の添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(資格審査)

第4条 市長は、請負業者の入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができるものとする。

- 2 市長は、第2条第2項第1号に規定する者にあつては、別表に掲げる客観点数及び発注者点数を総合的に勘案して、法別表上欄に掲げる工事の種別（以下「工事種別」という。）ごとに、第9条の総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に順位を付して入札参加資格を認定するとともに、原則として、請負設計金額に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定め、等級区分のいずれかに格付をするものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、工事種別に属する入札参加資格を認定した者の数が少数である場合又は工事種別に属する工事の発注予定件数が少数である場合は、等級区分を定めないものとする。
- 4 市長は、定期の資格審査により認定された順位及び格付を当該資格の認定の2年目に、別表に掲げる発注者点数3(3)において加点されるものについて再審査し、見直しをするものとする。ただし、市外に主たる営業所を有する者については、この限りではない。
- 5 市長は、第2条第2項第2号から第6号までに規定する者にあつては、次に掲げる事項について行った審査の結果を勘案して、同条第1項第2号から第5号までに規定する業務の区分（以下この項において「業務区分」という。）ごとに入札参加資格を認定するものとする。
 - (1) 審査基準日（次条の規定により資格審査の申請をさせる年の1月1日をいう。以下同じ。）の直前2年の営業年度の業務区分ごとの年間平均実績高
 - (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
 - (3) 審査基準日における業務区分ごとの有資格者の数

(4) 審査基準日までの営業年数

(資格審査の申請等)

第5条 市長は、資格審査を受けようとする者（建設業者にあつては、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けた者に限る。）に、次に掲げる期間内に競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

(1) 定期の資格審査にあつては、当該審査の申請をする年の1月15日から同年2月14日までの期間

(2) 追加の資格審査にあつては、次に掲げるいずれかの期間

ア 定期の資格審査を行った年の8月15日から同年9月14日まで

イ 定期の資格審査を行った翌年の1月15日から同年2月14日まで

ウ 定期の資格審査を行った翌年の8月15日から同年9月14日まで

2 市長は、前項に規定する期間外に提出された申請書を受理しないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請書の添付書類)

第6条 申請書に添付する書類は、別に定めるものとする。

(入札参加資格者の登録)

第7条 市長は、資格審査の結果、入札参加資格があると認定したときは、申請書を提出した請負業者を競争入札参加資格者名簿（様式第1号）に登録するものとする。

(等級区分及び格付の方法)

第8条 市長は、第4条第2項の規定により次の表のとおり等級区分を定めるものとする。

土 木 一 式 工 事		建 築 一 式 工 事	
等級	請 負 設 計 金 額	等級	請 負 設 計 金 額
A級	45,000千円以上	A級	90,000千円以上
B級	20,000千円以上	B級	35,000千円以上
	45,000千円未満		90,000千円未満
C級	5,000千円以上	C級	7,000千円以上
	20,000千円未満		35,000千円未満
D級	5,000千円未満	D級	7,000千円未満

2 第4条第2項の格付は、第2条第2項第1号に規定する者のうち市内に主たる事業所又は事務所を有するもの（以下「市内業者」という。）について、次条の総合点数及び別に定める基準に従い行うものとする。

3 格付の昇級又は降級は、1等級を限度とするものとする。

4 申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る工事種別が新規のときは、等級の最下位に格付をするものとする。

5 法第27条の23第1項の規定により経営事項審査の申請をする日の直前2年又

は3年の営業年度において、元請完成工事高がない請負業者については、従前の等級より上位の等級に格付をしないものとする。

(総合点数)

第9条 総合点数は、次の算式により算出するものとする。この場合において、当該算式中の用語に係る点数は、別表に掲げる方法により求めるものとする。

総合点数＝客観点数＋発注者点数

$$\text{発注者点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right)$$

+その他の項目に係る評点の合計

(注) 発注者点数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

2 市内業者以外の者については、客観点数をもって総合点数とする。

(入札参加資格の有効期間)

第10条 第4条第2項又は第4項の規定により認定した入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期の資格審査に基づく入札参加資格の認定の日の前日までとする。

(審査結果の通知)

第11条 市長は、資格審査の結果を競争入札参加資格審査結果通知書(様式第2号)により、申請書を提出した請負業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 市長は、第7条の規定により競争入札参加資格者名簿に登録した請負業者(以下「有資格業者」という。)に、次の各号のいずれかについて変更があったときは、当該有資格業者に速やかにその旨を届け出させるものとする。

- (1) 主たる営業所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人である場合においては、代表者の役職名又は氏名、個人である場合においては、その者の氏名
- (4) 市外に主たる営業所を有する有資格業者が、営業所長等を代理人と定めて、本市との契約に係る権限を委任している場合において、当該代理人の住所又は名称

(入札参加資格の承継)

第12条の2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可(登録)を受けた後、速やかに競争入札参加資格承継承認申請書(様式第3号)を、経営事項引継書(様式第4号)及び別に定める書類を添えて提出するものとする。

- (1) 個人が死亡したとき その相続人
- (2) 個人が法人を設立したとき その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したとき その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したとき 合併後存続する法人又は合併によって成立した法人

(5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したとき その企業組合又は協業組合

(廃業等の届出)

第13条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に速やかにその旨を届け出させるものとする。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が解散したとき その破産管財人又は清算人
- (4) 廃業したとき 本人又は役員

(入札参加資格の取消し等)

第14条 市長は、前条の規定による届出があったとき又は有資格業者が第3条第1号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき若しくは不正の手段により有資格業者となったときは、認定した入札参加資格を取り消し、又は格付の降級をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格認定取消通知書(様式第5号)により、格付の降級をしたときは、等級変更通知書(様式第6号)により、当該有資格業者又は前条各号に掲げる者にその旨を通知するものとする。

(指名基準)

第15条 市長は、有資格業者のうちから、指名競争入札参加者の指名を行わなければならない。

2 前項の指名は、有資格業者を第4条第2項の規定により格付をした場合にあつては、等級区分に従い行うものとする。ただし、当該格付をした有資格業者の数が少数である場合その他市長が特に必要があると認めた場合には、第16条の指名人数の2分の1を超えない範囲において直近の上位又は下位の等級に格付をされた者のうちから指名することができる。

3 次に掲げる場合においては、前項の規定を適用しないものとする。

- (1) 特殊な技術又は機械等を必要とする建設工事等の入札を行う場合
- (2) その他市長が特殊な事情があると認める場合

4 市長は、指名競争入札参加者の指名に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 審査基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事又は業務に対する地理的条件
- (5) 手持工事又は手持業務の状況

- (6) 当該工事又は業務の施行における技術的適否
- (7) 審査基準日以降における安全管理
- (8) 審査基準日以降における労働福祉の状況
- (9) 災害復旧等への対応状況

(入札参加者の指名人数)

第16条 入札参加者の指名人数は、次の表に定めるところによるものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

建 築 一 式 工 事		そ の 他 の 建 設 工 事 等	
請 負 設 計 金 額	指 名 人 数	請 負 設 計 金 額	指 名 人 数
90,000千円以上	13人以上	45,000千円以上	13人以上
90,000千円未満	9人以上	45,000千円未満	9人以上

(指名審査委員会)

第17条 市長は、建設工事等に係る市の発注業務の厳正かつ公正な執行を確保するため宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(共同企業体等の特例)

第18条 有資格業者は、市長が別に定めるところにより、共同企業体を結成して特定建設工事に係る入札に参加することができる。

2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、法第3条の規定により許可を受け、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものは、市長が別に定めるところにより、入札に参加することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成7年3月31日までの間に随時の資格審査を受け、有資格業者となる者の等級の格付の方法は、なお従前の例による。この場合において、第8条第2項中「次条により算出した総合数値」とあるのは「従前の例により算出した数値」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日から平成9年3月31日までの間における等級区分の格付に用いる第9条の工事成績に係る別表の適用については、同表工事成績の項中「宇部市請負工事成績評定要領（平成7年5月1日制定）に基づく工事成績評定表による総評点」とあるのは「完成検査の評点と工事成績評定書の評点の和を2で除した数値（小数点以下第1位四捨五入）」と、「75点」とあるのは「65点」と、「70点」とあるのは「60点」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第12条の次に1条を加える改正規定、様式第1号及び様式第2号の改正規定、様式第3号を様式第6号とする改正規定、様式第4号を様式第3号とする改正規定及び同様式の次に2様式を加える改正規定は、平成12年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成21年3月31日までの間の入札参加資格の認定、変更、承継及び取消しについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。